

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8 - 1 教員の資格と評価

##### 基準 8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

本会計大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職大学院（学校教育法第 65 条第 2 項）である。専門職大学院の制度趣旨が理論と実務を架橋して実践的な教育を行うことにあることからすれば、専門職大学院においては、その教育上、学術の理論について深い学識を有する研究者教員と、学術理論の実務における応用について卓越した能力を有する実務家教員との両者が、必要不可欠であるといえる。専門職大学院設置基準第 5 条第 3 項<sup>2</sup>において、実務家教員の配置義務が規定されているのは、その現れであると解される。

本会計大学院は、高度専門職業人のうち、とくに会計専門職業人の養成を目的として設置されている。そこで、本会計大学院では、会計専門職を担うための深い学識を培うため、それぞれの専門分野における学術の理論に通暁した当代一流の研究者を教員として多数任用している。また、会計専門職を担うための卓越した能力を培うため、各学術理論の実務における応用に通暁した経験豊富かつ現役の実務家を教員として多数任用している。

そして、本会計大学院が任用した教員のうち専任教員は、全員、文部科学省による教員審査において教授で合格しており、当該科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている。

また、本会計大学院は、総計 25 名の教員を擁しており、そのうち、専任教員は 23 名である。学生の収容定員を専任教員数により除した数（専任教員 1 名あたりの学生数）は、1.0 人となっている。従って、「専門職大学院設置基準（2003（平成 15）年文部科学省令第 16 号）」第 1 条第 1 項の定める教員・学生比（収容定員 15 人につき 1 人の専任教員）は、十分にこれを満たす水準にある（基準 8 - 2 - 1 参照）。

#### <sup>2</sup> 専門職大学院設置基準

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 (略)

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

よって、本会計大学院には、その種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているといえる。

## 基準 8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- ( 1 ) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- ( 2 ) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ( 3 ) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

( 基準 8 - 1 - 2 に係る状況 )

本会計大学院には、高度専門職研究科会計専門職専攻のみが設置されている。

そして、本会計大学院が任用した専任教員は全員、文部科学省による教員審査において教授として合格している。すなわち、本会計大学院の全教員は、基準 8 - 1 - 2 各号のいずれかに該当し、かつ、当該科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている者である。

なお、専門職大学院の専攻における専任教員は、学部等の専任教員の数に算入することができないのが原則である(専門職大学院設置基準第5条第2項)。もっとも、経過措置として例外的に、学部等との併任教員が一定の割合で認められている(専門職大学院設置基準附則第2項本文<sup>3</sup>)。

この点、本会計大学院の専任教員中、学部との併任教員数は2名であり、規定の範囲内(6名以下)に収まっている。【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

以上より、教育上必要な教員のうち、所要の要件に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として本会計大学院に置かれている。

<sup>3</sup> 専門職大学院設置基準 附則

2 第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

( 基準 8 - 1 - 3 に係る状況 )

本学における教員の採用及び昇任は，学則に則り，以下のように行われている。

教員の任用に関しては，その基本的事項につき形式的に学校経営委員会において審議・決定するものの，その細目的事項については，すべて実質的に研究科委員会において審議し，実質的に決定している（下記資料 参照。なお，基準 9 - 1 - 3 参照）。

教員の昇任にしては，学則上，教学面の独立性に配慮して学校経営委員会から切り離されており，学長の決定事項となっている（下記資料 参照）。

資料 教員の任用に関する学則規定

学校経営委員会規則（抄）

（業務）

第3条 学校経営委員会は，学校経営に関する以下の事項について審議し，決定する。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他，学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

2 学校経営委員会は，設置学校の長を任命する。

研究科委員会規則（抄）

（審議事項）

第4条 研究科委員会は，次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学，修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他，研究科の教育または研究に関する重要事項

資料 教員の昇任に関する学則規定

教員任用規則

（昇任）

第6条 専任教員任用規則別表の選考基準によって，学長が適当と認められた者は，昇任することができる。

2 専任教員の昇任時期は，原則として4月とする。

以上より、本会計大学院においては、教員の採用及び昇任に関し、研究科委員会の独立性が確保されるとともに、教員によるピアレビューにより、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

## 8 - 2 専任教員の配置と構成

## 基準 8 - 2 - 1

会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準 8 - 2 - 1 に係る状況）

本会計大学院は、高度専門職研究科の下に会計専門職専攻を置く、会計分野の専門職大学院である。学生の収容定員は120名、2005年度の本会計大学院の専任教員数は23名（うち、教授数は23名）である（別添資料24「専任教員別授業負担」参照）。

では、以上の事実を前提として、本会計大学院の専任教員数は、基準 8 - 2 - 1 を満たしているといえるか。

まず、基準 8 - 2 - 1 が定める、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二による研究指導教員に準じて専門職大学院に置くべき専任教員数は、下表中ののとおり7名である。また、基準 8 - 2 - 1 が定める、同告示の第2号、別表第一及び別表第二による研究指導補助教員に準じて専門職大学院に置くべき専任教員数は、下表中ののとおり4名である。したがって、会計分野の専門職大学院に置くべき専任教員数は、11名である。

この点、本会計大学院の専任教員数は、前述のとおり23名（うち、教授数23名）であることから、この基準を十分満たしているといえる。【解釈指針 8-2-1-4】【解釈指針 8-2-1-2】

では、学生の収容定員数との関係で、基準 8 - 2 - 1 が定める基準を満たしているといえるか。

基準 8 - 2 - 1 によれば、専門職大学院には、収容定員数15人につき1人の専任教員を置く必要がある。

この点、本大学院の収容定員は120名であることから、収容定員に応じて置くべき専任教員数は、8人である。そして、本会計大学院の専任教員数は、前述のとおり23名であることから、この基準を十分満たしているといえる。【解釈指針 8-2-1-4】【解釈指針 8-2-1-2】

研究指導教員数に準じて置くべき専任教員数	:	$5 \times 1.5 = 7.5$ 人	7人。
研究指導補助教員に準じて置くべき専任教員数	:	$9 - 5 = 4$ 人。	
+ = 7 + 4 = 11 人			
収容定員に応じて置くべき専任教員数	:	$120 \div (20 \times 3/4) = 8$ 人	

本会計大学院は、高度専門職研究科の下に会計専門職専攻の一専攻のみを置いている。そして、これらの専任教員は、専門職学位課程について会計専門職専攻の一専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針 8-2-1-1】

また、これらの教授は全員、文部科学省による教員審査において教授として合格している。よって、本会計大学院の全教員は、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると公的に認定されている。【解釈指針 8-2-1-3】

以上より、本会計大学院には、基準 8 - 2 - 1 を満たす専任教員が置かれている。

## 基準 8 - 2 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

( 基準 8 - 2 - 2 に係る状況 )

本会計大学院は、以下の通り、専任教員を科目別に配置している。

まず、会計、監査、経営、ファイナンス及び法律の各分野の根幹をなす基本科目（全体構造）には、**当代一流の研究者教員**を担当として配置している。これは、基本科目（全体構造）が各分野の全体構造を概観するとともに、各分野における理論の基本、骨格及び射程を理解することを目的とするものであるため、教育効果を有効あらしめるためには、各分野の全体に対する幅広い学識や深い理解、さらには長年の経験に基づく教授力を兼ね備えた大学者が必要となるためである。

他方、基本科目履修を前提とした発展科目や応用・実践科目には、実務経験豊かな**現役の実務家教員**を担当として主に配置している。これは、実務と理論とを架橋して実践的な教育を提供せんとすることが専門職大学院制度の趣旨であることに鑑み、実務における最新かつ最先端の情報・知識・研究成果を、学生に教授するためである。

本会計大学院は、有資格者や社会人を主たる学生像としていることから、特に卓越した学識を有する研究者教員と、実務の最先端で活躍する現役の実務家教員とを配置することとしている。このような教員配置については、学生の支持も厚いところである（下記資料 参照）。【解釈指針 8-2-2-1】

なお、本会計大学院の専任教員の年齢構成については、年次計画履行状況調査においてその偏りが指摘されているが、漸次その改善に努めているところである。具体的には、2006年度より、70代の教員1名に替わって50代の教員1名を新たに迎えている。【解釈指針 8-2-2-2】

資料 学生の声（抄。本会計大学院ウェブサイトより）

( [http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice\\_01.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/student/voice/voice_01.html) )

## ～2006年2期生 N・Tさん(23歳)～

実務家の先生方から、現在進行形の「会計」を学べること、そして著名な名誉教授陣の講義を間近で受けられることが最大の理由です。さらに、資格試験予備校としての実績豊かなLECが経営しているので、試験事情も熟知しており、効果的なサポートを受けられると期待したからです。

## ～2005年1期生 S・Kさん(24歳)～

私がLEC会計大学院を選んだ理由は、「CPA+MBA」という当大学院の基本理念が、私が大学院に期待するモノとピッタリ重なったからです。本来、大学を卒業したら公認会計士の予備校に通おうと思っていた者ですので、いくら実用的な授業を受けても、試験対策をしなければ意味がありません。大学院と予備校のダブルスクールで二重にお金を払うのも嫌でした。その点、LEC会計大学院は、大学院生に対して、資格の学校LECの公認会計士講座を受講できるバックアップサービスを設けてくれています。また、教授陣に関しては、元公認会計士協会会長や一流大学の名誉教授、公認会計士や弁護士として実際に活躍されている実務家らが招かれており、実に多彩で実用的な授業を展開してくれています。公認会計士を目指す者ならば、迷わずLEC会計大学院に入学するべきだと思います。

以上より、本会計大学院における専任教員の科目別配置等のバランスは、適正であるものと考えている。

### 8 - 3 研究者教員

#### 基準 8 - 3 - 1

研究者教員（次項 8 - 4 - 1 で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね 3 年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

（基準 8 - 3 - 1 に係る状況）

#### (1) 教育歴について

本会計大学院における研究者教員 7 名は、その全員が、他大学において名誉教授の称号を付与されている 当代一流の研究者 である。これらの研究者教員は、いずれも 30 年以上の教育歴を有している。

したがって、本会計大学院の研究者教員は、いずれも 3 年以上の教育歴を有している。【解釈指針 8-3-1-1】

#### (2) 高度の研究の能力について

研究者教員の 7 名は、上述のように、いずれも他大学において名誉教授の称号を付与されている当代一流の研究者であり、過去数十年にわたり赫々たる研究業績をあげていることから、その研究能力については疑うべくもない。

また、これらの研究者教員はすべて 文部科学省による教員審査において教授として合格 しており、担当する授業科目に係る教育研究の能力があるものと公的に認定されている。

したがって、本会計大学院の研究者教員は、いずれも担当する授業科目に係る高度の研究の能力を有する。【解釈指針 8-3-1-1】

なお、本会計大学院では、2006 年 6 月に紀要の第 1 号を発行した（下記資料 参照）。この紀要には、研究者教員 5 名及び実務家教員 2 名の研究論文、並びに実務家教員及び研究者教員の対談及び座談会が掲載されている。次号以降もさらなる研究の成果を提示し、会計専門職大学院の発展に寄与する所存である。

資料 LEC 会計大学院紀要第 1 号（本会計大学院ウェブサイトより）  
（<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/system/kiyou.html>）

## 研究科紀要

LEC 会計大学院では、このたび、学術研究論文集「LEC 会計大学院紀要」第1号を発行致しました。LEC 会計大学院の専任教員は、わが国会計・監査・経営・ファイナンスの分野において多くの実績を築き、現在および将来のわが国の学界をリードする高名な教授の方々です。この専任教員の深い学識と卓越した能力のもと、開学2年目にして、学術研究の成果を発表することができました。次号以降も、更なる研究の成果を提示し、会計大学院の発展に寄与してまいりたいと思います。

LEC 会計大学院紀要第1号



以上より、本会計大学院における研究者教員は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目に係る高度の研究の能力を有する者である。

## 8 - 4 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

### 基準 8 - 4 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8 - 4 - 1 に係る状況）

専門職大学院においては、「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であることが必要である（専門職大学院設置基準（2003（平成 15）年文科省令第 16 号）第 5 条第 3 項、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（2003（平成 15）年文科省告示第 53 号）第 2 条第 1 項）。基準 8 - 4 - 1 は、この法令上の要件を確認したものである。

この点、本会計大学院の専任教員 23 名のうち、実務家教員は 16 名であり、その割合は約 7 割弱であることから、基準 8 - 4 - 1 が確認する法令上の要件を十分満たす水準にある。

また、これら実務家教員 16 名のほとんどが現役の実務家であり、16 名全員が 5 年以上の実務経験を有している。なお、30 年以上の実務経験を有する者が 6 名、20 年以上 30 年未満の実務経験を有する者が 5 名置かれている。

そして、これらの実務家教員は、すべて文部科学省による教員審査において教授として合格している。したがって、基準 8 - 4 - 1 が確認する上記法令上の要件を満たしていることが、文部科学省によって公的に認定されているといえる。

以上より、本会計大学院の専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。

## 8 - 5 専任教員の担当授業科目の比率

## 基準 8 - 5 - 1

各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8 - 5 - 1 に係る状況)

本会計大学院における教育上主要と認められる科目とは、第一に本会計大学院の教育課程の各領域に配置されている各全体構造科目、第二に会計分野のコア科目(会計領域の下に分類されている財務会計系及び管理会計系、並びに監査領域の下に分類されている監査系の各科目)をいうものとする。

本会計大学院において教育上主要と認められるこれらの科目については、2005 年度、それら科目に原則として専任教員が配置されている(別添資料 23 主要科目における専任教員配置)【解釈指針 8 - 5 - 1 - 1】

以上より、本会計大学院において教育上主要と認められるこれらの科目について、そのうち選択必修科目についてはそのおおむね7割以上が専任教員によって担当されていることを含め、原則として専任教員が配置されている。

## 8 - 6 教員の教育研究環境

### 基準 8 - 6 - 1

会計大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8 - 6 - 1 に係る状況）

2005 年度における本会計大学院の専任教員の授業負担は別添資料 24（科目担当教員表）のとおりである。全教員の授業負担が学部等を通じて年間 24 単位以下である。

よって，本会計大学院の専任教員の授業負担は，2005 年度においては，適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針 8-6-1-1】

基準 8 - 6 - 2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 6 - 2 に係る状況)

本会計大学院の専任教員の授業負担は、別添資料 24(科目担当教員表)のとおりであり、授業負担は大きくない。よって、本会計大学院の専任教員は、常に研究に集中できる時間を確保できる環境にある。また、実務家の教員は、実務における活動がそれ自体重要な研究であるといえる。その上で、必要な場合には、研究専念期間を確保するよう努めて参りたい。

基準 8 - 6 - 3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

( 基準 8 - 6 - 3 に係る状況 )

本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、2005 年度においては、専任教員 23 名に対し、助手 2 名及び T A 4 名を置いている。

助手 2 名は、ともに後期博士課程の単位取得満期退学者であり、1 名は後期博士課程において経済学専攻の在籍者、1 名は 2005 年度現在他大学経済学部において非常勤講師として教鞭をとっている者である。

他方、T A は、米国公認会計士の有資格者 1 名をはじめとする、各種会計有資格者である。

では、上述したところを前提として、本会計大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれているといえるか。

この点、助手 2 名は経済学専攻の後期博士課程を単位取得満期退学又は在籍中の者であり、会計分野の専門職大学院である本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する。

また、T A は、いずれも各種会計有資格者であることから、これらもまた、本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する。

以上より、本会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれている。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点及び改善を要する点等として、各委員より表明された評価意見は、以下のとおりである。

### 檜田委員の評価意見

専任教員について、株式会社立の大学院として、誰しものが納得できるように、どのように概念構築をするのが、近い将来において解決すべき課題といえる。

### 金井委員の評価意見

本会計大学院は、理論と実務とを架橋して実践的な教育を提供するという専門職大学院の理念をよりよく果たすべく、実務家教員には現役の者を教員として任用することを方針として授業負担に配慮している点が優れている。

### 反町委員長の評価意見

本会計大学院は、現役の実務家教員を多く任用している。このことにより、学術理論の実務における応用を最新事例を駆使して説明することができ、学問と実務を架橋して実践的な教育サービスを提供するという専門職大学院の理念をよりよく実現できる体制となっている。これは、学生からも広く支持を受けているところであり、本会計大学院の優れた点であるといえる。